

意見案第4号

将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書

本道においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、道民の医療に対するニーズの多様化、高度化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、こうした状況に対応するため、道民が安心して良質な医療を受けることができる医療提供体制の確保が求められている。

こうした中、本年11月に開催された財政制度等審議会では、平成30年度診療報酬について「国民負担の増加の抑制や制度の持続可能性の観点から2%半ば以上のマイナス改定が必要」であり、また、介護報酬についても「保険料負担の増を抑制するため、一定程度のマイナス改定としつつ、生活援助サービスなどの報酬水準の適正化等が必要」とする考え方が示された。

安全・安心の医療を国民に安定して提供するためには、医療や介護の質を損なわないよう、診療報酬や介護報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ医療提供体制が整備され、国民生活を支えることができるものである。

また、社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされ、これまでに社会保険診療報酬へ消費税相当額分の上乗せ措置が行われてきた。

しかし、この仕組みは、社会保険診療報酬への上乗せが適切に反映されていないことや医療機関ごとの仕入れの実態に対応できないことから、消費税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の自助努力により地域医療体制が辛うじて維持されているのが実態である。

さらに、社会保険診療報酬は消費税非課税であるにもかかわらず、消費税相当分の上乗せ措置が行われていることは、患者、被保険者及び保険者に対し、患者負担や保険料として一定の負担を生じさせており不合理である。

よって、国においては、将来にわたり安全・安心な医療制度を提供するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して十分に受けられるための適切な財源を確保すること。
- 2 国民と医療機関等に不合理な負担を強いている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	}	各通
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
規制改革担当大臣		

北海道議会議長 大谷 亨